

○議長（米澤秋男君） 次の日程に入ります前に、執行部より平成20年度加美町一般会計補正予算（第1号）について申し出がありましたので、許可いたします。商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） 商工観光課長です。

予算書の31ページをお開き願いたいと思います。

31ページの上段の19節負担金補助及び交付金、右側に来まして、補助金の企業誘致推進事業100万円を計上いたしましたわけですが、この経費につきましてはセントラル自動車のサマーフェスティバル、7月5日に開催するというので、県下市町村参加すべき、加美町の部分に係る経費について計上いたしましたわけですが、一昨日、セントラル自動車側、県を通して町の方に連絡がありまして、今回の地震によりまして、このサマーフェスティバル・夏まつりにつきましては見合わせたいという企業側から申し入れがありまして、この係る経費100万円につきましては執行する必要がなくなったということでもありますので、御承認いただければ、9月の議会におきまして補正減いたしたいと思います。よろしくをお願いします。

日程第14 議案第53号 平成20年度加美町一般会計補正予算（第1号）

○議長（米澤秋男君） 日程第14、議案第53号平成20年度加美町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第53号平成20年度加美町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ6,357万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ123億657万4,000円とする補正予算と、地方債の変更を行うものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金として住宅建築物耐震改修等事業費補助金309万6,000円の増、繰越金4,230万9,000円の増、諸収入として自治総合センターコミュニティ助成金1,380万円の増、町債260万円の増などであります。

歳出につきましては、総務費では集会所新築修繕補助金1,380万円の増、民生費では後期高齢者医療特別会計繰出金236万3,000円の増、商工費では企業立地対策事業361万3,000円の増、田谷地沼遊歩道修繕事業320万3,000円の増、新エネルギー導入調査事業373万8,000円の増、教育費では西小野田小学校体育館改修事業281万6,000円の増、体育館耐震診断委託事業845万5,000円の増などのほか、予備費を1,376万7,000円増額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番福島久義君。

○14番（福島久義君） まず歳入の分、今町長から説明ありましたとおり、雑入で自治総合センターコミュニティ助成金 1,380万円、さらには支出の分で集会所新築修繕補助金として同額計上されておりますけれども、この件については場所等についてお尋ねをいたします。

さらには、総額、事業費が幾らになっているのか、その点についてもつけ加えてお願いしたいと思います。

さらには、支出の分で30ページ、子育て支援センター事業臨時保育士賃金4万 9,000円ほど補正されておりますけれども、この点について内容等をお尋ねいたします。

さらには、31ページ、エネルギー対策費、このことについてエネルギー導入調査委託 373万 8,000円ほど計上されておりますけれども、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長です。

自治総合センターコミュニティの助成金ですけれども、これは上狼塚北区の集会所の建設に係る収入と支出でございます。総事業費といたしましては 2,300万円の事業費でございます、その5分の3で 1,500万円を上限とした補助ということでございます。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 子育て支援室長、お答えいたします。

当初、子育て支援センターの臨時保育士、6時間で1年間、非常勤として雇用していただいておりますが、広場のときに参加者が多いということもありまして、1人での対応は難しいということで、広場、週3日間開かれておるんですが、そのところで週3日間に4時間ぐらいの補助としてその方をお願いするという形で計上させていただいております。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（高橋 啓君） 政策推進室長、お答えいたします。

新エネルギー導入調査委託につきましてですが、これは薬口交流施設、主にウォーターパーク及び薬師の湯に木質チップボイラーを導入する調査になります。これは加美町の地域新エネルギービジョンに基づく計画で、地球温暖化対策に伴う二酸化炭素の削減並びに燃料高騰対策を目的に導入調査を行うものでございます。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 14番。

○14番（福島久義君） この子育て支援事業については保育士さんが1人6時間で週3日間ぐら

いというようなことで説明を受けました。その中で実質4月1日現在で219人の入所児童がありまして、6月1日現在で220人と。1人の入所者がふえたわけでありまして。そうした中でやはり現在の人数で対応できなかったのか。6月1日現在で1人オーバーしたために、この臨時保育士をお願いするのか。

さらには現在、実質何名ぐらいの待機児童になっておられるのか。私も3月の定例議会でもお話ししたとおり、臨時保育士を雇用して待機児童をできるだけ解消するよというよなことで発言をしたところでございますが、現在どうなっておるのかお尋ねをいたします。

さらには、このエネルギー対策費についてですけれども、当初予算151万8,000円ほどでしたけれども、補正額が373万8,000円とかなり大きな額ですけれども、3月定例議会からまだ3カ月しか至ってないわけですけれども、こういう金額を補正組むなら、3月の定例議会の当初から実質こういった計画を組んで、やはり議案として提案するのが妥当じゃなかったのかなと。何か燃料が高騰したために思い入れ上がりの事業が導入したような感じを受けとめるわけでありまして。決して悪いわけではないんですけれども、この予算の組み方についてどうなのか、ひとつその点についてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（米澤秋男君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 子育て支援室長、お答えいたします。

先ほどの臨時の方の賃金というのは、子育て支援センターの中で家庭にいる子供たちのお母さん方が集まったりとか相談に乗ったりとかいうところで、中新田保育所内に子育て支援センターというものが一部組み込んでありまして、そこで家庭にいる児童に対しての集い等に対する支援の補助者でございます。先ほどの御質問は中新田保育所のところでございますので、中新田保育所で雇用するということではございませんので御理解を賜りたいと思っております。

それから、中新田保育所の待機児童についてどうなっているのかという御質問でございますが、現在、大体十二、三名の待機となっております。ゼロ歳児が3人ぐらい、それから1歳児、2歳児が二、三名、それから3歳児が、とりあえず3月のときに4月入所の点で対応できなかった数の方々が登録されておりまして8名でございますが、中には保育者がいる方もございますので、厳密に3歳児のところを精査させていただきますと、二、三名ということになっております。それで、保育所とも相談いたしまして5月には1人対応させていただきましたが、今回、保育所と相談いたしまして3歳児のところ困っている方にちょっと対応するよな方向で今取り組んでおります。臨時的に保育所では雇用についていろいろ検討してはございますけれども、なかなか雇用体系が難しかったり、それからゼロ歳児、1歳児等は保育士の手がかか

りますし、面積もそれなりになければならぬということもございますので、待機とあっても早急なる対応はできないという状況もございます。御理解をお願いしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） 商工観光課長、お答えします。

ただいま福島議員の御質問なんですが、今年度の当初予算のエネルギー対策費につきましては約 151万 8,000円を計上しているわけですが、この中身につきましては太陽光発電に対する助成とか、それからハイブリッド車ですね、クリーンエネルギー自動車のバッテリー購入に対する助成事業、この2カ件についての助成事業でありまして、今回計上しました木質バイオの委託については新規ということでもありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 14番。

○14番（福島久義君） 当初予算 151万 8,000円は、これ当初予算の議案書でもわかるわけですが、この新エネルギー導入の調査委託料についても、計画があったならば最初から当初予算で計上した方がよかったですかということをお尋ねしたわけですので、その辺もう一度お願いしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（高橋 啓君） 政策推進室長、お答えいたします。

この木質チップのボイラーの導入事業につきましては、3月等で議会の方で指定管理者、やくらい交流施設の指定管理者の中で原油高騰に伴いまして補正をさせていただいたという経緯がございまして、その中で実際の指定管理料を見ますと約70%が重油代の方に充ててあるというところで、こういった推移を見ますと、今後こういった施設につきましては緊急的にいろいろな新エネルギーを見ました導入を進めていくべきではないかということで判断をさせていただいて進めさせていただきました。御理解をお願いしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。13番新田博志君。

○13番（新田博志君） 4点ほどお願いいたします。

まず28ページ、弁護士委託料とありますが、たしか顧問契約を結んでいるはずなので、どういう案件・事件が起きてどういう対応をしたのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから、30ページ、農業委員会の旅費の費用弁償であります。これは当初から予定がなく急に決まったのか。視察だと思えるんですが、その辺の中身をお願いいたします。

それから、企業立地対策費、31ページの一番上ですが、企業概要調査名簿作成委託料ですが、これは相手は調査会社なのでしょうか。それから、そのセントラル自動車など誘致企業に

対する調査だと思うんですが、その中身を少し教えていただきたいと思います。

それから、31ページの下の方ですが、宮崎地区小中学校生徒指導総合連携推進事業の中身をお知らせいただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 28ページの弁護士委託料について御説明申し上げます。

一般管理の方で顧問弁護士委託料、当初予算で48万円計上させていただいています。顧問相談料でございまして、今回のこの弁護士委託料74万 4,000円につきましては、ちょっと話長くなりますけれども、昭和59年、60年度に農村総合整備モデル事業ということで旧中新田地区が実施しております町道工事の所有権の確認のための弁護士の委託料という形で計上させていただきました。

この経過でございますが、当時、このモデル事業につきましては地区からの要望で無償譲渡ということを前提としてこれを事業着手したという経過がございます。その中においてまだ所有権の移転登記、抵当権その他があつてなされてなかったものがあります。その所有権移転について、実はことしの2月の段階で町の方を申し立てて、古川地方裁判所の方に調停の呼び出しをされています、町の方で。それで2回の調停でそれは不調に終わってます。町としてはそれ納得できないと。要するに、どういう申し立ての内容だったかといいますと、これ所有権移転に本人は当時同意したものでもないし承諾もしていないので、もし町がこれからも町道として占有していくのであれば、それは買収してほしいという形の申し立てに対して、町としては、用地については提供を受けて他の地区もすべてやってきたという経過、それから物的補償、ブロック塀等あったんですけれども、その補償等は払っているという経過がございます。それがあつて全然話も聞かなかったということはないという形で、それらを事実を確認して調停を不調にしているという形。そして、既に町が町道として占有してから20年はたっているという形、取得時効という形が成立しているという関係もあつて、顧問弁護士さんと相談をして、これは今後町の町有財産、町道として常に除雪や何かをしていく道路であれば、これは将来に禍根を残すので、この際しっかり整理をした方がいいという形で着手金、それから、その上に用地の測量委託料ありますけれども、用地測量が前提になりますので測量をやって、町としては本人が同意しないことを想定して、これに町として今度は訴訟を起こしたいという形に、同意が

ない場合ですね、その準備費用として計上させていただきました。内容は以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木 裕君） 農業委員会事務局長です。お答えいたします。

農業委員さんの費用弁償ですが、農業委員さんは毎年、東北・北海道農業活性化フォーラムに研修事業として参加しております。それで19年度、昨年の改選のときに町財政当局との協議によりまして3年に1遍ということで、19年度、そして今年度と当初予算の計上が見送られました。それで、21年度、来年度は予算措置されるということだったんですが、農業委員さんの任期が来年度22年の3月までですので、それよりは少しでも早く研修された方が委員さんの活動に有意義になるだろうということで今回補正をお願いしたということでもあります。以上です。

○議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） 商工観光課長、お答えします。

31ページの上段の13節委託料の企業概要調査名簿作成委託料90万円の内容であります。新田議員御案内のとおり、企業誘致に向けて自動車関連企業のデータ、そういったものを作成してもらうための委託料であります。主にセントラル自動車に関連した企業でありまして、主な委託業務の内容としましては、おおむね大体 200件ぐらいまで絞り込もうかと思っております。というのは、聞くところによりますと自動車関連企業で 1,000社ほどあるとよく言われております。その中でも今回の90万円は 200社ほどまで絞りまして、その1社ごとに業績経歴とか、規模資本とか、あるいは取引関係、代表者、そういったもろもろのデータを作成していただくということのほか、今度は1社ごとにアンケート調査、例えばその誘致の考え方があるかどうか、あるいは事業所の新設とか移転の予定の有無、あるいは予定がある場合に施設の種類とか、いつごろを考えているのか、そういったものをきちっと調査していただいて町の方に成果品を納めてもらうと、そういった事業の中身でございます。

○議長（米澤秋男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋秀二郎君） 教育総務課長、お答えします。

生徒指導総合連携推進事業、この事業は、文科省の外郭団体であります国立教育研究所から宮城県が指定を受けまして、さらに県から宮崎中学校が再委嘱ということになりまして、宮崎地区の小中校の生徒指導における総合連携事業を推進するものでございます。全額 100%ということで20年、21年度、この事業を行ってまいります。

事業の内容としまして、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携・協力によって問題行動等の予防や解決と児童生徒の健全育成に向けた地域のネットワークづくりの構築を図るということでございまして、小学校間、中学校間、あるいは小中学校間の生徒指導上の連携についての調査研究、その成果を踏まえて実践的な取り組みを行うということでございまして、委員の

構成としましては、教育関係者、福祉関係者、警察、人権擁護委員、区長等で18人を予定しております。また実務者会議委員ということで同じく19人を予定しまして、その二つの組織から生徒指導にかかわるネットワークづくりを進めていくというような内容でございます。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 13番。

○13番（新田博志君） 2点ほど。

この弁護士の顧問契約の内容なんですが、その顧問契約には、先ほど課長が言われたような内容は含まれてないのでしょうか。顧問契約はどこまでの内容で、どこからはどういうものかというような、さわりだけでもちょっとお聞かせ願えればと思います。

それから、先ほどの企業概要調査なんですが、東京エレクトロンの関連会社に関しては一切興味示していないのでしょうか。その辺もお知らせいただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 顧問契約の内容でございますが、あくまでも相談業務という形の顧問契約内容になっています。ですから、改めて訴訟や応訴、特費用がかかるものについては含まれておりません。ちなみに、昨年度の顧問契約等相談回数ですけれども、件数にして8件ですけれども、延べ20回ほどの実績がございます。

また、今回の委託弁護士さんについては、顧問弁護士さんと相談して他の弁護士さんを御紹介されているという形の経過になっています。

○議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） 商工観光課長です。お答えします。

この委託業務の範囲に東京エレクトロンが入るのかどうかという御質問なんですが、私ら方の今頭の中にある部分では、主にセントラル自動車、それから岩手県の金ケ崎町にあります関東自動車工業の部分、あるいはもっと広げまして、大和町にあるトヨタ自動車東北の部分ということで考えております。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 13番。

○13番（新田博志君） 今の説明の中で、要するに顧問弁護士さんからほかの弁護士を紹介していただいたと。通常は顧問弁護士がやるはずだと思うんですが、その辺の中身をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、今度は企業調査の方に関してですが、もともと旧中新田町はバッハホールで売っていた町ですので、その音楽関係、少しだけ関係しているだけですけれども、東京エレクトロ

ンなんか興味を示してくれるんでないかなという思いの中で、こちらからもアプローチするような会社がないのかどうか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 顧問弁護士につきましては、先ほどお話ししました調停の段階で一度この相談業務に相手方、申し立て人の方の相談を1回受けているという形で、双方の弁護は禁止されておるといって、紹介をいただいたという形になってます。（「町の場合、顧問契約しているわけですから、その相手方の相談を受けること自体がちょっと違うんでないかという、そういう契約はないんですかということなんです、聞いているのは」の声あり）

調停の段階で町の相談ということじゃなくて、そういう形の中で相談を受けているという形で、その時点で町との契約で町にかかわるものは相談を受けられないとか何とかという形じゃなくて、一般的な相談業務の中で相談を受けたという経過を聞いております。

○議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） 商工観光課長です。

御案内のとおり、東京エレクトロンにつきましては県民会館が東京エレクトロンという名称で、そういった部分での分野でも事業展開されているわけですが、この東京エレクトロン部分についても世界第2位の半導体製造の装置メーカーという、こういった企業が加美町に進出してくるといって、加美町、本町としましても、主にセントラル自動車関連の企業の誘致ということを考えておりますが、こういった話が出てきた場合には、その辺も検討していかなければならないのかなと、このように思っております。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 12番近藤義次君。

○12番（近藤義次君） 指定管理者選定委員会の補正とられているようですが、今年度何か所ぐらの指定管理を予定しているのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 12番、ページ数、何ページですか。

○12番（近藤義次君） ページ数は28。

それから、もう一点、商工観光課長、31ページ、職業紹介責任者講習というのがありますが、役場では何か資格ないと職業の紹介はできないんですか。この辺についてお尋ねをいたします。

それから、もう一点、子育て支援室長にお尋ねをしますが、その保育所の待機者というのは一体どういうのが待機者なのか、その辺お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（高橋 啓君） お答えいたします。

今年度の指定管理者の予定はということでございますが、加美町の公の施設としては現在、164施設がございまして、そのうち40施設が指定管理者を導入して移行をしております。そのうち半分の20施設が今年度更新ということで20年度に更新を予定しております。それから新しく新規といたしまして20年度予定しているのが16施設ございます。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） 職業紹介責任者講習1万3,000円計上しているわけですが、これも無料の職業紹介所、公設ハローワークの部分なんですけど、町長の公約にもありまして10月から開設することで今準備を進めております。その中で、この開設するためには職員の講習を、養成講習というんですが、そういったものが必須条件となっております。特に資格は要らないんですが、講習を受けて初めて開設できるということで、職業紹介責任者、こういった資格といいますか、そういったものの養成を受けた職員で無料職業紹介所を開設することです。（「わかりました」の声あり）

○議長（米澤秋男君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 子育て支援室長、お答えします。

ゼロ歳から2歳ぐらいのところの年齢の方が、10人未満ですけども、二、三人ずつその各年齢児にいるわけですけども、保育所は、休職中と今後働きたいというふうな申し出のお母さんにも開放するようになっておりまして、預けられれば働いていきたいという方々がゼロ歳から2歳のところではほとんどの方でございます。3歳児につきましては御夫婦で検討なさって働く時間帯を工夫なさったり、それから核家族なんだけれども、実家のお手伝いをいただいたりとかで何とか対応をしているという方が二、三人おいでですし、あと4月に入所できなかった、今後働いていきたいんだけどという方が5人ぐらいということで現在、待機中というふうにさせていただいております。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 12番。

○12番（近藤義次君） こういうのはどうなるのかな、待機児の問題だね。

今、若い女の子の離婚非常に多いんだよね。そして必ず毎日何件か相談されて、おれ「4月になんないとだめだ」っていつでも言ってるんだけど、やっぱりちゃっこい子供連れて帰ってきて実家にいて、いづらくなってアパート借りたりなんかしてるのが大分いるわけですが、そういうのはどうなんですか、お尋ねいたします。

○議長（米澤秋男君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） お答えします。

とりあえず、いろいろ申請していただいております。ただ、早急に対応できないということの御理解もいただきながら現在相談している段階でございますので、母子世帯等で入所したいという方は随時受け付けさせていただきますが、現状としては厳しいものがございまして、それから私的、個人的にやっている保育所等の御紹介もさせていただきます。それから、子育てではそういう方々が多くなっておりますので、ボランティア等の育成で家庭で支援できる人をふやしていこうということで、現在、子育て支援の講座を開催して、その方々に家庭への御支援をいただくようなシステムも現在検討中でございます。

○議長（米澤秋男君） 12番。

○12番（近藤義次君） 町長にお尋ねをしますけれども、保育所の行政改革でいろいろ変えていくんだというようなお話が3月議会であったんですが、どの程度までその論議が進んでいるのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 3月の議会でも集中的にこの問題についてのお話があったと記憶いたしております。どこまで進んでいるかという話ですが、結局今の収容の人数というの、要するに限りがあるわけでありまして、これを画期的にふやすというようなことの対応というのは今の段階では難しいだろうというふうに思っています。しかし、いろんなニーズ、要するに要望・要求と町としての対応できる、主にマンパワーになってくるんですけれども、この辺の線引きといいますか、どこまでのサービスができるのかということになるわけでありまして、この議論というのは指示をしておりますけれども、どこまで進んでいるかということはまだ把握をしてない段階です。年度中といいますか、来年に向けてこの方向性をつけていきたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 28ページ、指定管理者選定委員の謝礼についてお伺いをしたいと思います。

この補正で3万4,000円、この件に関しては公募による選定といいますか、それだけに今までの選定委員以外、課長さんたち副町長含めて7名が規則で決まっているようですけれども、それに参加していただくのかどうかというようなことをお伺いをしたいと思います。

それから、今回、20年度の例規集をいただいたんですけれども、今まで平成19年度版までの例規集見ますと、これ条例ではありませんので、規則ですと、職員の方々が条例に従って確実にその仕事をやるというようなことでの内部ルールみたいなものだろうというふうに思います。

れども、今までは、総務課長よろしいですかね、19年度の 762ページ、この第9条で「関係職員の出席」ということで、委員長は必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて意見等説明をすることができるというようなことが、今回の平成20年の例規集、これ20年度に関しては 788ページですけれども、これが「関係者等の出席」ということに例規集になっているわけです。結局はこの19年11月1日に改訂されているということで、それ以前の19年度11月1日以前に公募による指定管理者制度の選定に関しては、結局関係職員の出席ということでヒアリングなり何なりをやられていたのかなというふうに思うんですけれども、以前の例規集ですと、結局規則違反で今までヒアリング等で関係者を出席させていたのかなという思いがしてたんですけれども、これを責めるとか何とかでなくて、流れの中で規則を整備してよりよいものということだと思えるんですけれども、この二つの点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長。

19年のやつに関係職員の出席、第9条でございますが、委員以外の者を会合に出席させ意見を述べさせ、また説明をさせることができるという形で、これ当然関係職員の出席という形で、委員が一応決まっているものですから、それ以外の関係職員を出席させて説明をさせるという形でございます。

あと、20年のやつで関係者に直ったと。ちょっとお待ちください。済みません、ちょっとだけお待ちください。調べて回答させていただきます。（「議長、もう一回質問してよろしいですか」の声あり）

○議長（米澤秋男君） はいどうぞ、9番。

○9番（工藤清悦君） 私、質問の仕方が悪いのかもしれないんですけれども、19年度は「関係職員の出席」ということで9条が表現されております。20年度に関しては「関係者等の出席」ということで第9条が記述されております。それで、この関係者等の出席ということで20年版になったのは、平成19年11月1日からこの規則が適用されております。11月1日以前の公募による選定に関してのヒアリングに関しては、職員でなくて、規則以外で規則どおりでない、要するにヒアリング、または募集要綱にあったかどうかわかりませんが、やられていたんじゃないですかということでの質問です。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 大変失礼しました。

関係職員の出席と。これ委員会への、いろいろ委員会で決定する公募等のこれは関係職員を

出席させるということをごさいますて、今回は関係者等の出席と。これは職員以外でも必要があれば御意見を求めるという形です。委員会の当然応募者、それらの聞き取り調査、それらについては申請団体の、これは申請ですので、その方々が出席しているものについては何ら問題ないわけですので、今までも。ですから、この関係職員、今までは関係職員が出席、関係課それぞれの関係職員、課長以外の職員が出席して説明をしたと。それだけにとどめていたやつをもっと枠を広げたという形でございます。ですから、議員さんおっしゃる、今まで応募者等が来て説明していたのは職員以外でなかったのかと、違反してたんじゃないかなという説明ですけども、それは応募団体としての説明ですので、それには違反してたという形ではございません。（「趣旨をよく理解いただいてないと思いますので、もう一回やっていただいでよろしいですか」の声あり）

○議長（米澤秋男君） 9番、手を挙げてもう一回。

○9番（工藤清悦君） これ再質問なってしまうんですかね。

19年11月1日から関係者等の出席になっているわけですよ。ですから11月1日以前に審査会のヒアリングで関係者を呼んだときには、職員じゃなくて、関係者以外の人、職員以外の人を呼んでいるわけですよ。ですから、そういう状況だったんですかということをお聞きしているんです。

○議長（米澤秋男君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） はい、職員以外は呼んでおりません。ただ、公募の審査委員会にはその公募した人たちは来てますから、それは委員会とは別ですから、審査会ですね、そこに公募した人たちには、公募の中身では説明を求めることがあるって公募しますから、それで来てもらっています。ただ委員会で11月1日以降については、さきの指定管理者の上程した段階で否決された中でいろいろな意見がございまして、役場の職員だけでなく、他のそれらに対する知識のある人たちを一般からも入れたらいいのではという意見がありましたので、これを改正しまして、それを入れることもできると。しなければならぬじゃなくて、役場で対応できる部分は役場でしますけれども、そういうものが判断つかない場合には専門的な知識のある民間からも入れることができるという関係上、この関係者の出席もできると。ですから、委員会は委員会としてありますから、7名は必ず出席はすることになります。また、役場の関係課の中で7名以外でもこれに関する職員がおると、ポジションがあるとすれば、それも委員長命において出席することは可能だということでございます。（「議長、答弁漏れあります。公募によるものでの出席者の報酬なのか、公募によらないものにも出席させるのか、その辺」の声あり）

○議長（米澤秋男君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 済みません。公募によるものであります。公募によらないものについては委員会の中で処理したいと考えております。

○議長（米澤秋男君） 9番。

○9番（工藤清悦君） これは規則ですから職員の方々が条例にのっとってやられるということのルールブックみたいなものなので、ここでいろんなことを言う必要もないのかなというふうには思うんですけども、ただ、実際平成19年度11月1日に規則が変わっているわけですけども、実際我々も1年に1回、こうやって例規集いただくわけですけども、職員の方々もその変わったことに関しての周知方法というものに対して、どのようにやられているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長、お答えします。

条例、規則の改正につきましては、すべてパソコン上で職員に流しているということになります。それを常時見るという形になります。あと、こちらの冊子の方については、1年に1回、これを更新をかけるという手続をしています。

○議長（米澤秋男君） 質疑ございませんか。17番一條 寛君。

○17番（一條 寛君） 29ページの小野田児童館費の非常勤職員報酬費が計上されてますけれども、小野田児童館として新たな事業を拡充されるのかどうかと、それから非常勤職員の勤務の時間帯等お願いいたします。

それから、32ページの公民館費にも非常勤職員の報酬が3款にのってますけれども、この公民館での仕事の内容等教えていただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 子育て支援室長、お答えいたします。

児童館の職員の体制が非常勤職員2人を含めて3人体制、職員1人の3人体制で19年度はやっておりましたが、1人職員の方、保育士の方が退職なされたということもありますし、それから、そういう技術を持っているということも必要なので、その方に引き続き非常勤職員としてとどまっていたかどうかということになりまして、特に拡充したということではございません。よろしいでしょうか。御理解いただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（諸岡敏裕君） 社会教育課長、お答えします。

公民館費の報酬、非常勤職員報酬でございますが、いずれの公民館においても現在、正職員1名、また非常勤職員1名の2名体制で運営しております。そのための補正でございます。人事配置によりまして、このような時期に報酬を補正させていただきました。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 17番。

○17番（一條 寛君） そうしますと、小野田児童館での時間延長が可能になるというようなことではないわけですね。

○議長（米澤秋男君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 非常勤職員は7時間の時間雇用でして、とりあえず、現在の段階では延長ということで対応している雇用時間ではありません。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。3番木村哲夫君。

○3番（木村哲夫君） 商工観光課長にお伺いします。

企業立地関係の商品券代 120万円というのと、あと荒沢自然館の歩道の修繕ということで、荒沢自然館どのぐらいの利用者がいるのか。

それと、もう一つは、最後町長にもお伺いしたいんですが、先ほど課長の方から補助金、企業誘致推進事業は次の補正というお話をいただきましたが、セントラル自動車関係で実は私もきのう仕事の関係で知ったんですが、セントラル自動車の方から30分圏内に寮をつくるということで、何社か民間の不動産関係のところの寮のコンペといいますか、何社か声をかけてそこからの企画を出して、いいところは採用するということで、実際に私の方の関係してるところで古川でそういった単身の寮をもう既に計画しております。前にも加美町中新田地区は30分圏内というお話もいただいて、例えば町の町有地なりそういったところで町の方で土地を提供ないし賃借という形でそちらの方に寮をとか、そういったことは可能なかどうか、もしくはそういった動きがあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） 商工観光課長、お答えします。

予算書の30ページの一番下段にあります商品券の関係ですが、この商品券を説明する前に、今、3月からセントラル自動車の従業員、家族の歓迎会を実施しております。これまで、これは県庁にお迎えしまして、そこで概要説明し、もちろん町長にもトップセールスしていただいて町の観光PRしております。そして、そういった従業員、家族、宮城県に来まして大衡の工業団地、あるいは仙台市内を観光して1泊2日の行程で帰っていると。

そういう状況の中で、加美町としてこれから観光PR、その県庁の中だけでのPRでは果た

してどこまで通じるのかなという部分であります。そうした場合に呼び水的なものとして、できるだけこの加美町に足を運んでもらうと。そこで買い物してもらおうと。その一部分として商品券という考え方に立ったわけでございます。

セントラル自動車の従業員数が約 1,200名ということで1家族 1,000円、小さい金額にはなるわけですがけれども、総額からすれば 120万円という、これは町の税金を使ってやるわけですから、そういった企業誘致に向けてその前段として、ぜひ加美町の方に足を運んでいただくと。あわせて、加美町に来た場合にはぜひその町中を見学していただくと。あわせて、二つの公社ですね、やくらい、宮崎、それぞれ温泉施設があるわけですから、そういった温泉施設、温泉には入っていただくと。そういった部分の優待券なんかも当然二つの公社の御協力いただいてやっていこうかなと、そういう部分でも考えております。その町の部分で対応できる部分の商品券として 120万円を計上したということであります。

○議長（米澤秋男君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（浅野恒昭君） 森林整備対策室長です。

4月から荒沢自然館関係の所管ということで商工観光課から森林整備の方に移行しております。先ほど御質問がありました荒沢自然館に関しての入り込み客数の状況ですが、自然館及び荒沢湿原周辺含めまして、年間約1万二、三千人ほどの入り込み客数の数字が出ております。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） セントラル自動車の独身寮の情報はどうなっているのかということのお尋ねであります。

先月だったと思いますが、セントラル自動車から説明会というふうなことで役場、町に対しても出席要請がございまして、担当が出席をいたしました。内容は、今木村議員がお話しされたように独身寮を建てたいと。ついては、その土地の情報といえますか、町を含めて、これは不動産会社等々に対してその情報を求めるというふうなことでございました。

町といたしましても、遊休地を中心に13カ所ほど情報を提供をしておるところであります。大体車で工場から25分以内ということになりますと、中新田地区はもちろんでありますけれども、小野田の大体支所まで、この地点までであるということございまして、ここまでの間に13カ所ございますものですから、これについての情報を提供させていただいたということになります。土地の提供ということでありまして、建設する場合にはその業者がこれに当たるということで、そういう条件でございました。

また、これ民間でありますけれども、町関係では丸か建設さんがこの提供要請に応募をしているということをお聞きをいたしております。

いずれにいたしましても、こういう関係で、今度の場合は独身寮だったわけですが、100人、200人、300人規模の住宅をとというようなことでもございました。いずれセントラル自動車本社での要望でございますから、これがどこに決まるか、これも関心事ではあるんですが、それ以外にも一般の住宅としての供給といいますか、向こうの希望がこれからまだまだ出てくるんだろうというふうに思っております。

町といたしましても、こういった住宅の提供にも積極的に対応してまいりたいと思っておりますし、その場合には20年無償の優遇措置を与えてもいいんだろうというふうに今考えております。

いずれ、そういうことが具体化された場合には、当然議会にお諮りをして御承認をいただくわけでありまして、何よりもそういったものの情報というものを議員の皆さんにも共有をしていただくことが大事なことだというふうに思っておりますので、情報提供等についてもよろしく、最新の情報があつた場合には早速お知らせをいただければありがたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 3番。

○3番（木村哲夫君） ありがとうございます。そういった意味からも、補助金が次のいわゆるサマーフェスティバル用にとということだけではなくて、そういった対策の一部として例えばある程度確保しておくとか、そういったこともあってもいいのかなというふうには思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（米澤秋男君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 大変ありがたい御意見でございますけれども、今回の補助金・交付金につきましては、従業員に対するイベントに対する町のPRでありますから、企業が張りついてくる、あるいは従業員が加美町に対して定住するための住居を考える等々となれば、これらについては固定資産税の免除、あるいは工場が来ることによる誘致に対する免除等々別な面の政策がありますので、そちらで対応していくべきかとも考えております。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。4番一條 光君。

○4番（一條 光君） 31ページの商工施設費に関連いたしまして、アユの養殖場について質問したいと思いますが、よろしいですか、議長。ありがとうございます。

それでは、まず、今現在の契約の相手方についてお伺いをいたします。

○議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） アユの養殖場につきましては、契約の相手方は中新田漁業生産組合でございます。

○議長（米澤秋男君） 4番。

○4番（一條 光君） 契約には当然期間があるんだろうと思いますけれども、今契約している契約年度が終わるのはいつなのか。そして、以前に書面上の契約相手方と実際に利用している者とが異なるということで甚だよろしくないということを前町長もお認めになっておられましたけれども、その点を含めて今後どうするのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） 商工観光課長、お答えします。

ただいま一條議員さんからのお話があったわけですが、たしか平成18年だったと思います。平成18年何月かはちょっと記憶ありませんけれども、中新田漁業生産組合それまでずっとやってきて、実際今入っているアユ工房ですか、アユ工房が実質的にそういったアユの生産をやっていると。実際の組合員の方々というのはもう実際は業務は停止されたという部分であります。それで、町としてそれまで契約の中ではそういった転貸、町の承認を得ないでの転貸、又貸しというのはだめだということを、契約書の中のたしか9条だったというふうに記憶しておりますが、9条の中ではそういった規定をしております。許可した場合、町が認めた場合はよろしいということで、町でそういう事態が出てきたということで、漁業生産組合の方からそういった申し入れ、承認のお願いがありまして町で承認したと。転貸を承認したということで現在に至っております、御案内のとおり、実質的には現在のアユ工房がアユの生産を行っているということであります。（「契約年度」の声あり）

契約が本年の3月31日で契約切れでございます。（「終わったんださ」の声あり）中新田漁業生産組合との契約は3月31日で切れているという状態であります。

それで、じゃ4月以降はどうするんだかということになるわけですが、実質的には漁業生産組合との契約には至っておりません。来週23日に漁業生産組合との話し合いを持つことにしております。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 4番。

○4番（一條 光君） 一番最初の質問で今現在の契約の相手方何ったわけですから、契約が事実上切れているという答弁が正しいのかなと思っております。

ただ、複雑な過去のいきさつあるんだろうと思いますけれども、町は、あの施設のある土地を5,000万円を出して取得をしたと。これも三、四年前でしたかね。以前の賃貸借のやっ

たときの形態とは大分異なってきたわけでありますから、そして転貸を認めるなんていうことは、そもそもあってはならないんだらうと思いますし、全面的に見直す時期に来ているのではないかというように考えます。町長の御見解をいただいております。

○議長（米澤秋男君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長、お答えします。

議員さん御質問で、現状についてはほぼ把握の上での御質問と思いますけれども、先ほど商工観光課長が答弁申し上げましたとおり、契約につきましては20年3月31日で契約が切れております。それで、即契約をするように話を進めていく中で、前組合長が田林さん、田中酒造さんが組合長でした。彼も入院・死亡というふうな形になりまして、理事の中でそれを引き継ぐ人等がありまして、経過的には南町、行政区では十日市になりますけれども、郵便局の向かいの鈴木種屋さんって我々は呼んでおりますけれども、啓之という方が組合長に就任しました。それで、その方も入院して現在に至っているわけですが、先月退院してきたということで、商工観光課長が答弁したように今月23日、来週の月曜日になりますが、そこにおいてこの契約について中身を検討し、契約する形にいくとは思いますが、その段階で町で持っている財産、それから組合で持っている財産と二本立てになってます。御質問のように、土地につきましては今回、今回というか二、三年前ということですが、町で買収して町の所有になっておりますけれども、育てる升ですか、養殖升、あの部分が18基ぐらいあります。その中で組合の部分もありますから、それらを明確に町の資産、それから中新田養殖鮎組合の資産と分離した中で、この現在アユ工房で生産しているところに貸すように、明確な分離の上に、転貸じゃなくて、町はアユ工房に貸す部分、あるいは組合に貸す部分等を分離した明確な契約にしていきたいという考えではおります。以上が今進めている中での状況であります。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） このような状況にあるということは、以前4番議員が質問をされたのを受けて、町として検討した一つの流れがあるわけでございまして、当然こういう形がよろしいはずはないわけですから、今の副町長の方針を踏まえて今後すっきりした形でアユ、要するに中新田時代からのあゆの里の構想に位置づけられるような、そういう姿にしていくのが一つの使命でもあろうというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。7番下山孝雄君。

○7番（下山孝雄君） それでは、31ページ、先ほど3番議員が質問しましたけれども、田谷地沼の遊歩道の修繕工事が出ています。具体的にどこの場所なんだか、ちょっとよく聞き取れな

かったので、また説明をお願いしたいと思いますけれども。

それと、この田谷地沼はいつごろできたんだかわかりませんが、水の確保だと思えるんですけども、せきとめの人造湖と言われています。あそこら辺一帯は薬口と船形の間、葡萄沢で牧草を起こしましたけれども、あそこら辺は広大な大地すべり地帯、何か日本でも有数の規模での地すべり地帯と言われています。ですから、もともと小さな沼が多かったところで、大分文化財としては大きな価値があるというようなことを聞いております。

二十二、三年ぐらい前ですか、県と岩手大の協力をいただいて大規模な学術調査が行われました、気候から植生から動物から。そういったことで非常に価値のあるところだと言われておりますし、絶滅危惧種も多いし、植物もかなりの数があそこら辺で見られるということ。ですけども、ミズバショウの下流の方で荒沢の、何か浸食が始まっているというようなことを聞いているわけなんですけれども、ミズバショウの地域は旧小野田町でハンノキなんか植えられて、そこでミズバショウを通して見るというような、とてもいいところなんですけれども、そういったような本当に浸食的な問題があるのかどうか。また、こういったような対応をされているか、まずそういった点をお聞きしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（浅野恒昭君） 森林整備対策室長です。

今回、補正に計上させていただきました田谷地沼木道修繕の内容でございますが、田谷地沼周辺の遊歩道内の田谷地沼より側のミズバショウ群生地との連絡道の歩道上の木道部分の腐食劣化による破損箇所の維持補修ということで、訪れる方々への安全確保のための整備ということで予算を計上させていただいたものでございます。

それから、後段の部分についてですけども、御案内のとおりですけども、旧町時代から荒沢湿原に関しましての学術調査が行われた経緯があるんですけども、その当時、森林整備への考え方等がございまして、実は今回改めてなんですけれども、県の事業によりまして、荒沢地区の自然環境保全地域としての指定候補地として今年度から再び学術調査が開始されております。今年中までに調査を行いまして、今年度末、来年2月、3月ごろまでにその成果、調査結果がまとめられる流れになるわけなんですけれども、いずれ、その結果内容におきまして、先ほど議員さん御指摘の地すべり等の状況、さらには植物、あるいは昆虫類の生息状況など詳しい情報がまとめられるかと思っております。その結果を踏まえまして、将来的には荒沢地区の自然環境保全地域としての指定に向けた県の方の考え方にあるようでございます。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 7番。

○7番（下山孝雄君） 二十二、三年も経過している学術調査だったので、その後のことが心配されたもので聞いたんですけれども、そういったことが実施されるということだととてもいいと思うんですけれども、きのう話題になりましたリゾート法制定の前に、旧小野田町ではどこまで保護とあと利活用ができるかということのでいち早くそういうことをやったわけなんですけれども、それと、不伐の森 100町歩の千古の森を確保してますし、それから、その後、75ヘクタール国有林を国の補助で買って、あえて町のものにして保護していくというような、そういったことは私たち思っているよりほかからの評価が非常に高いと思うんですね。今自然派志向の方が多いですから、大分そういった方々が訪れてきているということも聞いておりますし、どうぞそういったものに対して遊歩道の整備なんかをきちっとすれば、例えばミズバショウなんかでも、どこだりかくたりから入られたんではこれ困るんで、そういったことをきちっと整備しておけば守られると思いますし、あと残念だったのが首長の選挙があったとき、自然保護に関してはだれも取り上げなかったような、そういった残念な思いもありますので、もう一度浸食があるようだというようなこと、荒沢ミズバショウの下流で。そういったことが実際に見られるかどうか、そういった点ももう一度お聞きしておきたいと思うんですけれども。

○議長（米澤秋男君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（浅野恒昭君） 森林整備対策室長です。

詳細にはちょっと把握しておりませんが、大滝川の部分で若干の浸食状態にあるということをお報告しております。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） この地域についての、今下山議員から御指摘いただいたことでありますけれども、その流れであります、たしか平成7年ころに1回中間報告でしたか、岩手大の菅原教授がその調査に当たっていたということで、自然保護の指定に向けた動きだったんですが、その後その調査が打ち切られておりました。昨年の暮れだったと思いますが、県の自然保護課で私のところに参りまして、この学術調査をもう一回やりたいと。そして、県の自然保護区域に指定を受けるべく調査であるというふうな話を受けました。したがって、学術的な価値については前にも我々も報告を受けた、そういったすばらしい動植物の生息地、あるいは地層学的にも非常に学術的な価値の高い地域ということでもありますから、これをきちっとした形で県の指定に向けて進めていただければ、それに伴い考えられますことは、グリーン・ツーリズム、一種のブームでもあるんでありますが、これにエコリゾートというような一つの付

加価値もついてくるというふうに考えられます。したがって、この遊歩道の整備であったんですが、些細なことかなと思って私も一緒に歩いて現地を見てまいりました。その結果、この遊歩道の橋の部分といいますか、木造でつくった橋げた部分の損傷が著しく見られるところ、こういったところについては早急にこれを改修しておく必要があるということでお願いをしたところでございます。背景は先ほど申し上げたとおりでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。5番吉岡博道君。

○5番（吉岡博道君） 31ページの新エネルギー導入調査委託、これ午前中にも質疑あったわけですね。また先日、全員協議会でも説明がありました。大変な燃料代の節減効果はびっくりしたわけですが、こういったよいところはやっぱり早目に導入を考えた方がよいと思っております。

それで、この導入の調査ですね、これを期間、それから委託先、それから仮に導入するとした場合のスケジュール的なもの、もしありましたらお答えいただけます。

○議長（米澤秋男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（高橋 啓君） お答えいたします。

導入につきましてのまず期間ということで、導入につきましては調査を今年度内ということで調査期間を設けさせていただいて、その調査に基づいて導入の可否をこれから決めていって、導入につきましては早くても来年度というふうな形になるかと思っております。

それから、調査につきましては、これから相手先につきましては公募をして相手先を決めていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 5番。

○5番（吉岡博道君） この木質バイオマスボイラーについては隣の色麻町でかっぱの湯にことしの3月ですか、温泉施設では東北では初めてということで導入したわけですが、この分野ではかなり各メーカーが開発が進んでいるようです。それで、発電ですね、発電もできるようなボイラー、これも今開発が進んで実用化されているようです。何か色麻の人に聞くと発電もできるようなボイラーの方がよかったような、そういう声もちょっと聞いております。そういったことでこの調査にもそういったものも含めていったらいいんじゃないかと思っております。大変な燃料代の高騰が続いている中、もちろん町での指定管理者の委託料の軽減も図れます。

それから、きのう私も一般質問をしたわけですが、CO₂削減、これも色麻町のボイラーだけで650トンほど年間に少なくなるそうでございます。そういった意味でメリットだらけで、デメリットは全然ないんじゃないかという思いがします。そういった意味でできるだけ早い時

期に導入を図るべきではないかと思いますが、町長、どうですか。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） そのとおりだと思います。したがって、いろんなこの分野での技術の革新といいますか、目ざましいものもあるということも情報を得ておるわけでございまして、それに伴う、要するにどれくらいというのはその裏づけをとるということ、あるいは色麻の場合ですとある業者に委託、丸もの委託でございます。その方法ですと、要するに補助事業の対象にさせようということになりますと、ある程度のデータを持って申請をしなければならないというようなことがございますものですから、この措置をとらせていただきました。できるだけ一日たりとも高い燃料を使わないということは当然のことだろうというふうに思いますので、迅速かつ過ちのないといいますか、将来を見越した対応をしていかなければならないというふうに考えておりますので、議員皆様にも御理解をいただきたいというふうに思っているところです。

○議長（米澤秋男君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございせんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号平成20年度加美町一般会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号平成20年度加美町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。